#### 経済産業省主催セミナー

## 「国境を越える個人情報保護への動き」 ~越境移転を促進する仕組みとしての APEC/CBPR システム~

#### の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、経済産業省におきましては、APEC の枠組の下、個別企業の個人情報保護の体制を評価し 認証する業務(APEC/CBPR(Cross Border Privacy Rules)システム)が国内で始まったことを受けて、国内企 業の皆様に CBPR システムへのご理解を深めていただくことを目的としたセミナーを下記のとおり実施させて いただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

本セミナーでは、国境を越える個人情報の保護への動きとして、米国商務省からテッド・ディーン次官補代理に国境を越える個人情報の利活用と保護の動きや、EUとの間で先般合意された EU-US プライバシー・シールド、グローバルな観点からの CBPR の意義・位置づけ等についてご講演いただきます。我が国の個人情報保護委員会からは、改正個人情報保護法の概要に関する説明を予定しております。また、パネル・ディスカッションにおきましては、CBPR 認証を日本企業の皆様が取得する意義等について、米国の CBPR 認証機関である TRUSTeや CBPR 認証取得事業者等を交えて御議論いただきます。

ご多忙中とは存じますが、1人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

CBPRシステムとは、申請企業がAPEC 加盟国・地域(アジア太平洋の21カ国・地域)から移転を受ける個人情報をAPEC のプライバシー枠組に則して適切に保護する体制を整えているか、APEC から認定された認証機関が審査・認証する仕組みです。APEC 加盟各国・地域においても個人情報の保護への関心が高まる中、この認証システムについても、個人情報の越境移転を円滑化し利活用を推進していく仕組みとして加盟各国・地域の法制度のなかに位置づけられていくことが期待されております。なお、我が国の個人情報保護制度下においても、日本国外に個人情報を移転することを許容するケースの1つに位置づけられる方向で個人情報保護委員会にて検討が進められております。

敬具

記

日 時: 平成28年10月18日(火) 13:30~17:00(予定)

場 所: 笹川記念会館(東京都港区三田3丁目12-12)

申 込:以下の URL からお申し込みください。

<a href="https://www.issnet.jp/apec-meti/">https://www.issnet.jp/apec-meti/></a>

参加 費用:無料

定 員: 150名(予定) 内 容: 別添のとおり

問い合わせ先: 経済産業省商務情報政策局 情報経済課 担当:中村・首加多・篠原

TEL:03-3501-0397 Email: apec-cbpr@meti.go.jp

### 経済産業省主催セミナー 国境を越える個人情報保護への動き 〜越境移転を促進する仕組みとしての APEC/CBPR システム〜

日時:平成 28 年 10 月 18 日 (火)  $13:30\sim17:00$  場所: 笹川記念会館(東京都港区三日 3 丁目 1 2-1 2 )

プログラム (予定):

時間	プログラム	講演者
13:30~13:40	開会挨拶	経済産業省商務情報政策局 IT 戦略担当審議官 竹内 芳明
		駐日米国大使館(予定)
13:40~14:15	基調講演(1)	米国商務省次官補代理 テッド・ディーン 個人情報の越境移転と保護の動きの中での米 EU プライ バシー・シールド、APEC/CBPR の意義
14:15~14:45	基調講演(2)	個人情報保護委員会 (予定) 改正個人情報保護法の概要
14:45~15:15	基調講演(3)	米国商務省(予定) APEC の CBPR に係る取り組み
15:15~15:30	休 憩	
15:30~16:30	パネルディスカッション APEC/CBPR認証を日本 企業が取得する意義 ~その有用性、米国 の先行事例、産業界 から期待など~ モデレータ: 中央大学法科大学院 教授 藤原 静雄	<パネリスト> 経済産業省商務情報政策局情報経済課長 佐野 究一郎 個人情報保護の動向と CBPR を推進・普及する意義 (仮題) TRUSTe (米国 CBPR 認証機関) ジョシュ・ハリス 米国における CBPR 認証取得の動向(仮題) 米国の CBPR 認証事業者 CBPR 認証取得動機、企業にとってのメリット(仮題) 国内事業者 CBPR 認証取得への日本企業の関心(仮題)
16:30~16:55	講 我が国における CBPR システム 〜国内認証機関 からご案内〜	JIPDEC(CBPR 認証機関) CBPR 認証申請・取得までの具体的手続
16:55~17:00	閉会挨拶	経済産業省商務情報政策局国際室長 角野 慎治

※1:日英同時通訳あり

※2:各講演には5~10分程度の質疑応答の時間あり

※3:講演タイトル・講演者は予告なく変更になる場合がございます。予めご了承ください。

# APEC-越境プライバシールール(CBPR)システム



- 企業等の越境個人情報保護に係る取組みに関し、APEC情報プライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関(アカウンタビリティ・エージェント:民間団体又は政府機関)から認証審査を受ける。
- 2016年10月現在、米国、メキシコ、日本、カナダがエコノミーとして参加。
- 認証機関としてアメリカのTRUSTe※とJIPDECが認定を取得。米IBM、Apple、HP等がTRUSTeから認証を取得済み。 ※ウェブサイトにおける個人情報取り扱いに関する認証制度を管理している米国の営利団体

